

指定確認検査機関による消防同意（通知）に必要な図書の指定

平成 20 年 4 月 1 日

松戸市消防局告示第 2 号

指定確認検査機関が消防法第 7 条及び建築基準法第 9 3 条第 1 項に規定する消防長の同意を求める場合又は建築基準法第 9 3 条第 4 項の規定により消防長に通知をする場合に必要な図書を次のように定める。

指定確認検査機関（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 2 1 第 1 項に規定する指定確認検査機関をいう。以下同じ。）が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び法第 9 3 条第 1 項に規定する消防長の同意を求める場合又は法第 9 3 条第 4 項の規定により消防長に通知をする場合に必要な図書は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる図書とする。

- 1 消防長に同意を求める場合 指定確認検査機関の業務規程に定める図書及び松戸市建築基準法施行細則（昭和 46 年松戸市規則第 21 号）第 7 条の確認申請消防審査資料書
- 2 消防長に通知をする場合 指定確認検査機関の業務規程に定める図書

附 則

この告示は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。